

## 中小企業成長展開支援事業 成長展開チャレンジ支援補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中小企業成長展開支援事業成長展開チャレンジ支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 株式上場を目指す県内中小企業を支援することを通じて、地域経済の牽引役としての成長が期待される中小企業を創出し、もって本県経済の活性化と雇用の拡大を図るため、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助対象者)

第3条 補助金の補助対象者は、別表1に掲げるものとする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表2のとおりとする。

### (補助対象経費、補助率および補助金額)

第5条 補助事業の補助対象経費、補助率および補助金額は、別表3のとおりとする。

### (補助金の額の内示)

第6条 知事は、事業計画書の提出があったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適当と認めたときは、別表3に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ適当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

2 知事は、前項の内示を行うにあたっては、別に定める審査会の意見を聴取するものとする。

### (補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第8条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付の決定を、申請を受け付けた日から30日以内に行う。

### (申請の取り下げ)

第9条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付

決定通知を受けた日から 10 日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第 10 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 号においては変更承認申請書(様式第 2 号)、第 2 号においては廃止(中止)承認申請書(様式第 3 号)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的および効果に影響を及ぼさない程度の軽易な変更をしようとする場合を除く。

(2) 補助事業を廃止または中止しようとするとき。

2 知事は、前項の変更等の承認にあたっては、申請を受け付けた日から 30 日以内に行うものとし、必要に応じ条件を付し、または申請内容を変更して承認することができる。

(補助事業遅延等の報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、または補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書(様式第 4 号)を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日、または翌年の 2 月 28 日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第 5 号)を知事に提出しなければならない。

2 第 10 条第 1 項による補助事業の廃止の承認を受けた場合は、廃止承認申請書(別記様式第 3 号)の提出をもって前項に定める実績報告を行ったものとする。

(補助金の確定)

第 13 条 知事は、前条の規定による実績報告を受けた日から、30 日以内に規則第 13 条に規定する補助金の額の確定を行う。

(補助金の交付)

第 14 条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、すみやかに補助金の交付を行う。

(補助金に係る経理)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(調査への協力)

第 16 条 補助対象者が補助を受けた後において、補助対象者の株式上場に関する状況を調査することができる。

2 補助金を受けた者は、前項の調査に協力しなければならない。

(成果の発表)

第 17 条 知事は、必要と認めるときは、事業の成果について補助事業者に発表報告させることができる。

2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者の名称、代表者名、補助事業の内容等について公表することができる。

(電子情報処理組織による申請等)

第 18 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく申請の取下げ、第 10 条の規定に基づく計画変更の申請、第 11 条の規定に基づく遅延等の申請または第 12 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第 19 条 規則およびこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度から適用する。

## 別表1 補助対象者

日本国内の金融商品取引所での株式上場を目指す企業であって、次の各号のいずれにも該当する者

- (1) 県内に本店または本社を置く者 ※
- (2) 株式上場後も、引き続き県内に本店または本社を置く者

※ 本補助金において、「本店」とは、会社法（平成17年法律第86号）第4条に規定する本店を、「本社」とは、管理、企画部門などを置く経営上の中心となる事業所をいう。

## 別表2 補助事業

今後の上場準備に資する以下に掲げる事項をすべて満たす事業。

- (1) 補助金交付申請年度における上場に向けた初期の準備で、監査法人、公認会計士、証券会社、IR コンサルティング会社またはコンサルティング会社等との契約締結に基づくもの。 ※
- (2) 本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金等を受けていないもの。

※ ただし、監査法人による監査等、上場申請に必要となる経費は対象外とする。

### 別表3 補助対象経費、補助率および補助金額

#### 1 補助対象経費

補助対象経費	内 容
事業費	委託料 ・ 監査法人または公認会計士に対して支払う経費（ショートレビューの実施、各種改善に関する助言） ・ 証券会社に対して支払う経費（改善提案） ・ IR コンサルティング会社またはコンサルティング会社等に対して支払う経費（企業情報の発信、各種改善に関する助言等）  ※監査法人による監査等、上場申請に必要となる経費は対象外
その他経費	上記の他、知事が特に必要と認める経費

- ※ 補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
- ※ 補助対象経費は、消費税および地方消費税を除いた額とする。
- ※ 補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。
- ※ 補助対象事業者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回限りとする。

#### 2 補助率

採択企業	
本店・本社の所在地が県北部3市のいずれか	補助対象経費の3分の2
本店・本社の所在地が県北部3市以外	補助対象経費の2分の1

#### 3 補助金額

採択企業	上限額
本店・本社の所在地が県北部3市のいずれか	200万円
本店・本社の所在地が県北部3市以外	150万円

- ※ 県北部3市とは、高島市、長浜市、米原市を指す。